

積立定期預金

平成24年7月1日現在

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立定期預金 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般単利確定日型 ② 一般複利確定日型 (個人のお客様限定) ③ 一般複利エンドレス型 (個人のお客様限定)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人、個人
3. 積立期間	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般単利確定日型 …15年以下 (据置期間3ヵ月を含む) ② 一般複利確定日型 …1年以上15年以下 (据置期間3ヵ月を含む) ③ 一般複利エンドレス型…1年以上15年以下 (据置期間3ヵ月を含む) <ul style="list-style-type: none"> * ①②の預入期限は、満期日の3ヵ月前となります * ③には、満期日の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期 (3ヵ月以上5年以下) または期日指定定期預金でお預入れいただきます * ①はスーパー定期 (単利型) のみ、②はスーパー定期 (複利型) または期日指定定期預金、③は期日指定定期預金のみのお取扱いとなります ・ 自由式…1回の積立金額、積立日等は定めませんので、まったく自由です ・ 定額式…積立期間を通して、1回ごとの積立金額をお決めいただきます * 定額方式はボーナス分の積立が可能ですし、お好きなときの積立も可能です ・ スーパー定期 …100円以上1,000万円未満 ・ 期日指定定期預金 …100円以上300万円未満 * スーパー定期、期日指定定期預金の「説明書」も窓口へ備え置いています ・ 1円単位
(2) 預入金額	
(3) 預入単位	
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入金額ごとに、預入期間に応じた、預入時 (または自動継続日) の店頭表示の利率を約定利率として満期日 (または自動継続日) まで適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(2) 利払方法	
(3) 計算方法	
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります ・ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ・ 法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般複利確定日型および一般複利エンドレス型の預入金額1万円以上の積立期日指定定期預金は、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ 個人の場合はマル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに、別表1・2・3の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日 (または自動継続日) から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課 (9時~17時、電話: 0120-011-755 (フリーダイヤル) または03-3603-0181 (本部代表電話)) にお申し出ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

(別表1) スーパー定期 [単利型] 期限前解約利率

1. 預入日の1ヶ月後の応当日から預入後の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

2. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
D 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
F 2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%

3. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
D 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
F 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

4. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×40%
D 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×60%
F 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%
G 3年以上4年未満	約定利率×80%
H 4年以上5年未満	約定利率×90%

(別表2) スーパー定期〔複利型〕 期限前解約利率

1. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
D 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
F 2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%

2. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
D 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
F 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

3. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×40%
D 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×60%
F 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%
G 3年以上4年未満	約定利率×80%
H 4年以上5年未満	約定利率×90%

(別 表 3) 期日指定定期預金 期限前解約利率

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%
D 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%
F 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%

以 上